

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら
入所サービス 多床室料金表

令和6年6月より

◆多床室 単位:円

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	931	1,012	1,083	1,145	1,202
	2割	1,861	2,023	2,166	2,290	2,403
	3割	2,791	3,034	3,249	3,435	3,604
居住費	1日	600				
食費	1日	1,850 (朝食 400 昼食 750 夕食 700)				
1日あたり 基本料金	1割	3,381	3,462	3,533	3,595	3,652
	2割	4,311	4,473	4,616	4,740	4,853
	3割	5,241	5,484	5,699	5,885	6,054
1ヶ月(30日) あたり料金	1割	101,430	103,860	105,990	107,850	109,560
	2割	129,330	134,190	138,480	142,200	145,590
	3割	157,230	164,520	170,970	176,550	181,620
限度額証第2段階	1割	52,530	54,960	57,090	58,950	60,660
限度額証第3段階①	1割	60,330	62,760	64,890	66,750	68,460
限度額証第3段階②	1割	81,630	84,060	86,190	88,050	89,760

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理退所後の医療機関に対して、心身の状況、生活歴などを示す情報を提供

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第1段階	生活保護受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が年額120万円超

◆その他(ご希望の方に提供します) 単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	231	6,930	タオル類(大判タオル・Jフェイスタオル・お手拭きタオル ハンドソープ・ボックスティッシュ)
日用品セット	128	3,840	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤・ニベアスキンクリーム・カミソリ・コップ・ヘアブラシ
衣類セットA	493	14,790	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	11,430	パジャマ・日常着・靴下
洗濯代	182	5,460	業者による洗濯の料金です。

※ 単品での提供も可能です。
※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

文書作成料	健康診断書・証明書等医師による文書作成料(1,100円～内容により料金が異なります)
-------	--

理美容代	◆カットハウスサカエ(毎週金曜日) カット 1,800円、シャンプー 1,000円、顔そり 1,000円 等 ◆グリーン美容室(第1・3月曜日 申し込み人数に応じて変更有) カット 1,980円、、シャンプー 1,100円、カットお顔シェーバー 3,080円 等
------	---

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
初期加算(Ⅰ)	1日	64	128	192	空床情報を地域の医療機関へ提供し、施設ウェブサイトにおいても公表している場合 入所後30日間に限り算定
初期加算(Ⅱ)	1日	32	52	77	入所後30日間に限り算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1日	55	109	164	在宅復帰・在宅療養支援機能が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	47	71	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日	276	551	827	入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1日	129	257	385	認知症であると医師が診断した入所者に対して入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
栄養マネジメント強化加算	1日	12	24	36	各職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行う。栄養状態、嗜好等を踏まえた調整を実施し、情報を厚生労働省へ提出した場合
療養食加算	1食	7	13	20	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	22	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月	64	128	192	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る状況等を厚生労働省に提出した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	1月	36	71	106	リハビリテーション実施計画書を作成し、継続的に管理する。内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施のために活用した場合
自立支援促進加算	1月	321	641	962	医学的評価に基づき入所者ごとに支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し自立支援促進のために情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月	4	7	10	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的な評価を行い、計画的に管理した場合、3ヶ月に一度を限度として算定
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月	14	28	42	(Ⅰ)の評価で、褥瘡の発生するリスクのあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合に算定
排せつ支援加算Ⅰ	1月	11	22	32	入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価するとともに、3月に1回支援計画を見直し、評価結果などを厚生労働省に提出した場合に算定
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回	481	962	1,442	入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び方針を決定した場合に算定
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	534	1,068	1,602	居宅退所後の主治医に対して、診療状況を示す情報を提供
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	267	534	801	退所後の医療機関に対して、心身の状況、生活歴などを示す情報を提供
入退所前連携加算(Ⅰ)	1回	641	1,282	1,923	入所後1ヵ月以内に退所後のサービスに向けて居宅介護支援事業所を連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に算定
訪問看護指示加算	1回	321	641	962	訪問看護が必要な場合の指示書の交付
外泊時費用	1日	387	774	1,160	居宅への外泊時に1ヵ月につき6日を限度として算定
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1日	513	1,026	1,538	所定疾患(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全)について投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定(月に連続する10日を限度とする)
緊急時治療管理費	1日	554	1,107	1,660	症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定
協力医療機関連携加算	1月	107	214	321	協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること
介護職員等処遇改善加算	1月	所定単位数×加算率 (7.5%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。